



労働の法と経済学

飯田 高
(成蹊大学准教授)

労働法学は、法律学の他の領域と比べると、隣接諸分野との深い関わりを保ちながら発展してきた。その隣接諸分野にはもちろん経済学も含まれており、本特集を一瞥するだけでも、労働をめぐる問題を経済学抜きで論ずることがいかに困難であるかがわかる。

にもかかわらず、労働法学における「法と経済学」的研究はまだ緒についたばかりだともしばしば言われる。これはいったいどういうことなのか。その点について述べる前に、「法と経済学」がどのような分野かを説明しておこう。

I 法と経済学とは

「法と経済学 (law and economics; 「法の経済分析 economic analysis of law」とも呼ばれる)」とは、経済学で開発されてきた概念や手法を使って法現象を分析し、立法や法解釈に資する知見を得ようとする学問分野である。たとえば、最低賃金を定める法律や労働時間を制限する法政策は労働市場にどのような影響をもたらし、その影響はどれくらい望ましいものと評価されるのか。あるいは、不当解雇の事案に対して裁判所が下す判決が、社会のあり方をどのように変え、それはどのくらい望ましいと考えられるのか。このような問いに、経済学の理論や道具立てを駆使して答えていこうとするのが法と経済学である。

上の例からも推測されるとおり、法制度についての提言を目指す場合、分析は2つのステップに分けられる。ひとつは記述的分析、もうひとつは規範的分析である (Shavell 2004)。前者の記述的分析は、個人の意思決定と社会状態の関係を抽象化された「モデル」の形で描写し、法が市場や社会に与える効果を考察することを目的とした分析である。これは「ルールがどのような影響力をもつか」という問いに答えようとするものである。他方、後者の規範的分析においては、ルールの制定や変更の結果として生じる社会状態を評価したり比較したりすることが意図されている。言い換えると、規範的分析は「どのようなルールが望ましいか」という問いに回答を与えるための分析である。

記述的分析では、各経済主体は一貫した選好構造をもち、その選好に応じた効用ないし満足度をなるべく

大きくするような行動を選択する、と仮定される場合が多い (合理的行動の仮定)。そして規範的分析で望ましさの基準としてよく使われるのは、「効率性 (efficiency)」の基準である。効率性にも複数の意味があるが¹⁾、要するに「社会のメンバーの得る効用ができるだけ大きくなるように資源を配分している」状態が効率的だということになる。

II 新古典派経済学、そしてそれを超えて

現在の法と経済学は、いわゆる新古典派経済学 (neoclassical economics) の手法をベースとして発展してきた、と言ってよい。実際、先ほど述べた法と経済学の特徴は、新古典派経済学の特徴とかなりの部分重複している。新古典派は19世紀末から20世紀前半にかけて成立し、第二次大戦後にはアメリカで主流派をなすに至っている²⁾。日本においても状況はだいたい同じである。

新古典派経済学の意義は、モデル構築と数理分析によって市場メカニズムの作用を明らかにしたという点、そして、一定の条件を備えた「完全競争市場」で効率的な資源配分が達成されることを厳密に証明したという点にある。特に、明確なモデルを作って諸変数 (賃金水準、雇用量、個人の努力水準など) の間の関係を明示的に表す作業は、単なる「事実認識の手段」を超える効能をもたらしてくれる。すなわち、予測可能性と検証可能性という効能である。

まず、モデルを明確に表現できると、変数の値に応じて均衡点がどのように変化するか、少なくともどの方向に変化するかを予測できる。また、どのような条件のもとでいかなる現象が生じうるかを検討する可能性も開ける。次に、モデルから得られる予測値とデータから得られる実測値とを比較し、モデルの妥当性を検証することもできるようになる。政策提言に結びつけるほど十分に現実の世界を反映したモデルを作るためには、実際のデータによる検証および修正のプロセスが不可欠なのである。

1970年代以降、これら2種類の効能をさらに後押しする出来事があった。第一に、ゲーム理論が急速に進展し、戦略的相互作用 (ある主体の意思決定が他の

主体の意思決定に依存していること)が存在する状況を広範囲にわたってモデル化できるようになった。つまり、完全競争市場や独占市場以外の資源配分メカニズム、たとえばさまざまな組織や集団、個別の契約も分析対象となった、ということである³⁾。第二に、検証可能性に影響する変革も起こった。計量経済学が大きな発展を遂げたのと時を同じくして、コンピュータや通信技術の発達により、大量のデータを収集したり分析したりすることが容易になったのである。

このような経済学のダイナミズムが他分野に浸透するのは、ある意味で当然の成り行きであったと言える。しかも、新古典派経済学では相当程度のコンセンサスを得た標準的な理論体系が確立されていたため、輸出と適用がしやすかったという事情もあった。1970~80年代から、新古典派の考え方を基礎とした経済学的手法が法律の分野にも本格的に流入することになり、これが今の法と経済学の土台を形成している⁴⁾。ただし、理論と現実の食い違いが認識されるにつれ、かつて新古典派から連想されたような市場万能論はもうずいぶんと影が薄くなってきている。後述するように、望ましい法政策は何かという問いに答えるには、単純なモデルだけでは足りないのである。国により多少の時期のずれはあるものの、現実の事象を説明するために概念やモデルが新たに開発・彫琢され、それらに応用する研究も蓄積されている。この傾向は今なお継続中である。

労働法学も例には漏れず、労働法の経済分析をまとめた浩瀚な書物が出版されるまでになっている(Donohue 2007; Dau-Schmidt, Harris and Lobel 2009)。アメリカの場合、雇用関係法や差別禁止法をテーマとする分析が目立ち、逆に労働組合や団体交渉などの集団的労使関係をテーマとする分析は下火になっているようである。日本においては、雇用関係法のなかでも解雇ルール、とりわけ解雇権濫用法理をめぐってきわめて活発な議論が行われている(中馬 1998; 大竹ほか 2004; 福井・大竹 2006; 神林 2008; 他のテーマについては、荒木ほか 2008 参照。また、本稿脱稿後に大内・川口 2012 が刊行された)。

冒頭で述べたように、労働法学はもともと経済学との関係の深い分野であった。しかし、法と経済学の興隆を契機にして、法学と経済学の関わり方が以前とはやや異なってきていることには注意すべきであろう。どう異なってきたかと言うと、①市場や社会のモデル化を通じて法現象を分析する際、法律ないし法制度といったルールはもはや「動かせない与件」ではなく、「動かせる変数」として扱われるようになり、②それ

に伴い、ルールの正当化根拠が別の基準——主に効率性——にも求められるようになってきている。換言すれば、効率性を無視したルールは次第に支持されにくくなってきたのである。

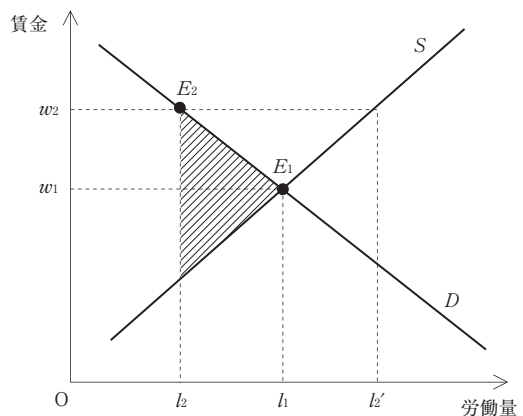
従来の労働法学は、市場や社会をモデル化して分析を進めるというよりは、実態解明の手段として経済学(なかでも労働経済学)の研究成果を参照することが多く、特に法解釈の局面では、経済学はどちらかと言うと補助的な役割を担っていた。ところが、労働市場システムの変化とともに、労働研究においても法学と経済学の間隔は変わり始めたと言える。そしてまた、法学でもこうした動きを正面から受け止めるようになってきている(菅野・諏訪 1994; 諏訪 2002)。法学と経済学の融合を目指す動き——「まだ緒についたばかり」なのはこれである。

Ⅲ 市場メカニズムと労働法

最低賃金制度を例に、簡単な経済分析の例を挙げよう(似たような考え方は他のテーマにも応用できる)。下図は、ある労働市場の需要曲線(D)と供給曲線(S)を表している。賃金に関する法規制がない場合、仮に労働市場が完全競争市場の条件を満たしているとすれば、賃金は w_1 、労働量は l_1 に落ち着き(E_1)、かつ、その状態は効率となる。

ここで、賃金の下限を w_2 とする法律が制定されたとしてみよう。雇用されている労働者が受け取る賃金はたしかに上昇するが、雇用主(企業)側は l_2 しか雇おうとしなくなる(E_2)。したがって、 $l_1 - l_2$ の労働者が職を失うことになる(図の斜線部は、規制で失われる社会的厚生を表している)。また、賃金 w_2 という条件で職に就きたいと思っている人は l_2' だけいるので、 $l_2' - l_2$ にあたる人々が失業状態に陥る。

図 最低賃金法が労働市場に与える影響の例



このモデルによると、賃金規制で損をするのは労働者だけではない。雇用主側が得る余剰も減り、さらに、雇用主である企業が生産物の価格を上げることで埋め合わせをしようとすれば、消費者が損失を負担する結果になる。雇用されている労働者のみが有利な状態に置かれるように見えるが、彼らでさえも、使用者が生産コストを削減するために労働者を酷使するということがあれば、必ずしも状態が良くなるとは言えない。

しかし、経済分析はここでは終わらない。繰り返しになるが、上の分析は労働市場が完全競争市場となっていると仮定したうえで話である。現実の労働市場はそうはなっていない。多くの労働市場では、いろいろな「市場の失敗」が生じているというのが実情なのである。ここではその原因を3つだけ挙げておこう。

1 労働市場における買い手独占

通常、労働者は資産や資源をあまりもたないため、雇用主と比べて交渉力は弱くなりがちである。そのうえ、雇用主は労働者と比べて数が少ないこと、また、現実の取引には諸々のコストがかかることも、市場における両者の力の差をもたらす要因となる。このような力の差に由来する非効率性を防ぐために、団体交渉、最低賃金、解雇権の制限といったルールが用いられる場合がある。この点は法律学の考え方と親近性をもっていると言える。

2 情報の不完全性または非対称性

契約当事者が十分な情報を有していることは、自由な取引が効率的な状態をもたらすための前提条件である。だが、労働者は労働条件に関する情報を知り尽くしているわけではない。将来受け取れる賃金や付加給付、仕事の内容、職場の環境、発生しうるリスクなど、関連情報をすべて踏まえて契約を結ぶというのは無理であろう。このような問題に対処するため、情報の開示を強制したり、契約内容や労働環境をある程度まで標準化・画一化したりすることが正当化されるかもしれない。

一方、雇用主側にも情報の問題は生じる。たとえば、何らかの理由で仕事から離れる確率の高い労働者と低い労働者がいて、企業は労働者がどちらのタイプなのかを識別できないとする。このとき、離職確率の高い労働者は、充実した休業給付や保険を提供する企業を選択しようとする可能性がある。そのような労働者ばかり引きつける企業は結局損をしてしまうから、本来は休業給付や保険の提供が望ましい場合であっても、企業は提供を行わなくなると考えられる。もし休

業給付や保険が義務化されていれば、この問題は回避されうる。

3 不完全な意思決定

伝統的な経済学では、各主体が合理的な意思決定を行うことが仮定されている。しかし現実の人間の意思決定がつねに完全というわけではないのは明らかであり、場合によっては「一次近似」としても適当でないことがある。近年の行動経済学の研究が示唆するように、人々の意思決定は種々の認知バイアス（たとえば、職場における事故や問題の発生頻度を誤って見積もるバイアスなど）によって歪められている。人々の意思決定が合理性から乖離しやすいときに支援や修正をするのも、法律の重要な役割と考えられる。

たびたび主張が分かれるのは、市場の失敗に対してどのような対策を講じるべきかをめぐってである。市場で生じた結果に対して直接手を加えるべきか、それとも市場の調整機能は確保したままで間接的な規制を行うにとどめるべきなのか。また、どの原因を優先して治すのが望ましいのか。労働市場はそれだけで完結しているのではなく、他の労働市場・生産物市場・金融市場、あるいは非市場的領域とも密接なつながりをもっている、という点にも気をつけなければならない。仮にある特定の労働市場で効率的な状態が達成されたとしても、社会全体の効率性は自動的に保証されない。

経済分析は、労働市場と他の領域との連関を分析するための有用なツールともなりうる。ただ問題は、現実世界の要所を描写したモデルをいかに作り上げるかである。以上の記述からわかるように、考慮要素の候補はたくさんある。モデルは演繹的にのみ導出できるものではないから、実証研究によって妥当性を確認しつつ、観察と試行錯誤を繰り返してモデリングを行っていくほかないだろう。

IV 「労働の法と経済学」の今後？

——まとめにかえて

現在の「法と経済学」は新古典派経済学をベースにして、ゲーム理論や計量経済学などを吸収しながら発展してきた、と述べた。だが、労働をめぐる法現象に応用できる経済学は、何もこの系統のものに限られるわけではない。実は、1970年代以降に盛んになった上述の「法と経済学」は、歴史的に見ると第2波にあたる。

法学と経済学の融合に向けた第1波は、ヨーロッパおよびアメリカで1880~1940年代にかけて起こって

いる。このときはリアリズム法学と制度派経済学とが融合する形になったと言われるが、双方の立場は「自己完結した存在への懐疑」という点で一致していた。つまり、リアリズム法学は客観的で完璧な法体系という考え方に対する批判として、そして制度派経済学は自律的で普遍的な経済法則という考え方に対する批判として生まれている。諸制度の複雑な相互作用を経て市場が形成されているという共通認識のもとで「法と経済学」の潮流が出現し、やがて社会学、心理学、政治学といった他分野も巻き込んでいった。この第1波は学問の分業化と新古典派経済学の復活とともに勢力を弱めていくことになるが、異なる学問分野の協働を考えるうえで示唆に富んでいる。

現代の「労働の法と経済学」も、いずれは2分野以外の場所からの協力を仰ぐ必要が出てこよう。社会科学だけでなく、伝統的には理科系とみなされていた分野も含まれるかもしれない（経済学はすでに数学だけでなく生物学や神経科学の影響を受けている）。多様な分野が参入してくるとなると、法学と経済学をいたずらに対置させる思考方法はさほど意味をもたなくなる。

そもそも、法学はひとつではないし、経済学もひとつではない。同様に、法学と経済学の融合のしかたもただ一通りではなく、そうでなければならない理由もないのである。

- 1) たとえば、パレート効率性、カルドア＝ヒックス効率性（補償原理）、富の最大化の基準などがある。
- 2) もっとも、同じ「新古典派」という名称で括られる立場でもバリエーションがあり、この名称を過度に用いると論者間の違いが見えにくくなってしまっておそれがあるので、その点には留意すべきである。
- 3) ゲーム理論が新古典派経済学に与えた影響についての詳細は、神取（1994）を参照。なお、ここでは詳しくは取り上げないが、「情報の経済学」や「契約理論」も、分析対象の拡大に寄与している。
- 4) 現代の「法と経済学」の起源と目されるのはロナルド・コースの論文（Coase 1960）であるが、1つの学派として認知されるほど普及しはじめたのは1970年代に入ってからである。たとえば、リチャード・ポズナーによる概説書の初版が刊行されたのが1973年であった（Posner 1973）。また、法と経済

学の文脈で紹介されることは少ないが、公共選択論の分野で名高いゴードン・タロックも、経済学的な考え方を法現象に応用した書物を著している（Tullock 1971）。このような動きと並行して、研究・教育の場も徐々に整備されるようになった。

引用文献

- Coase, Ronald H. (1960) "The Problem of Social Cost," *Journal of Law and Economics* 3: 1-44.
- Dau-Schmidt, Kenneth G., Seth D. Harris, and Orly Lobel (2009) *Labor and Employment Law and Economics*. Edward Elgar.
- Donohue, John J., III (2007) *Economics and Labor and Employment Law*, Volumes 1 and 2, Edward Elgar.
- Posner, Richard A. (1973) *Economic Analysis of Law*. Little Brown.
- Shavell, Steven (2004) *Foundations of Economic Analysis of Law*. The Belknap Press of Harvard University Press. 邦訳：ステイーブン・シャベル（田中亘・飯田高訳）『法と経済学』日本経済新聞出版社、2010年。
- Tullock, Gordon (1971) *The Logic of the Law*. Basic Books.
- 荒木尚志・大内伸哉・大竹文雄・神林龍編（2008）『雇用社会の法と経済』有斐閣。
- 大内伸哉・川口大司（2012）『法と経済で読みとく雇用の世界——働くことの不安と楽しみ』有斐閣。
- 大竹文雄・大内伸哉・山川隆一編（2004）『解雇法制を考える——法学と経済学の視点』勁草書房。
- 神取道宏（1994）「ゲーム理論による経済学の静かな革命」岩井克人・伊藤元重編『現代の経済理論』東京大学出版会、pp.15-56.
- 神林龍編著（2008）『解雇規制の法と経済——労使の合意形成メカニズムとしての解雇ルール』日本評論社。
- 菅野和夫・諏訪康雄（1994）「労働市場の変化と労働法の課題——新たなサポート・システムを求めて」『日本労働研究雑誌』No.418、pp.2-15.
- 諏訪康雄（2002）「労働をめぐる『法と経済学』——組織と市場の交錯」『日本労働研究雑誌』No.500、pp.15-26.
- 中馬宏之（1998）「『解雇権濫用法理』の経済分析——雇用契約理論の視点から」三輪芳朗・神田秀樹・柳川範之編『会社法の経済学』東京大学出版会、pp.425-452.
- 福井秀夫・大竹文雄編（2006）『脱格差社会と雇用法制——法と経済学で考える』日本評論社。

いいだ・たかし 成蹊大学法学部准教授。主な著作に『〈法と経済学〉の社会規範論』（勁草書房、2004年）。法社会学、法と経済学専攻。